

# 学校いじめ防止基本方針

西条市立玉津小学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校としてあらゆる教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人一人が多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち生徒指導を徹底することが重要となる。

本校では、「やる気、やさしさ、元気」をキーワードに、「一人一人のよさが生きる生徒指導の充実」を重点目標の一つとしており、その目標達成（実現）に向け、人権・同和教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止のための組織

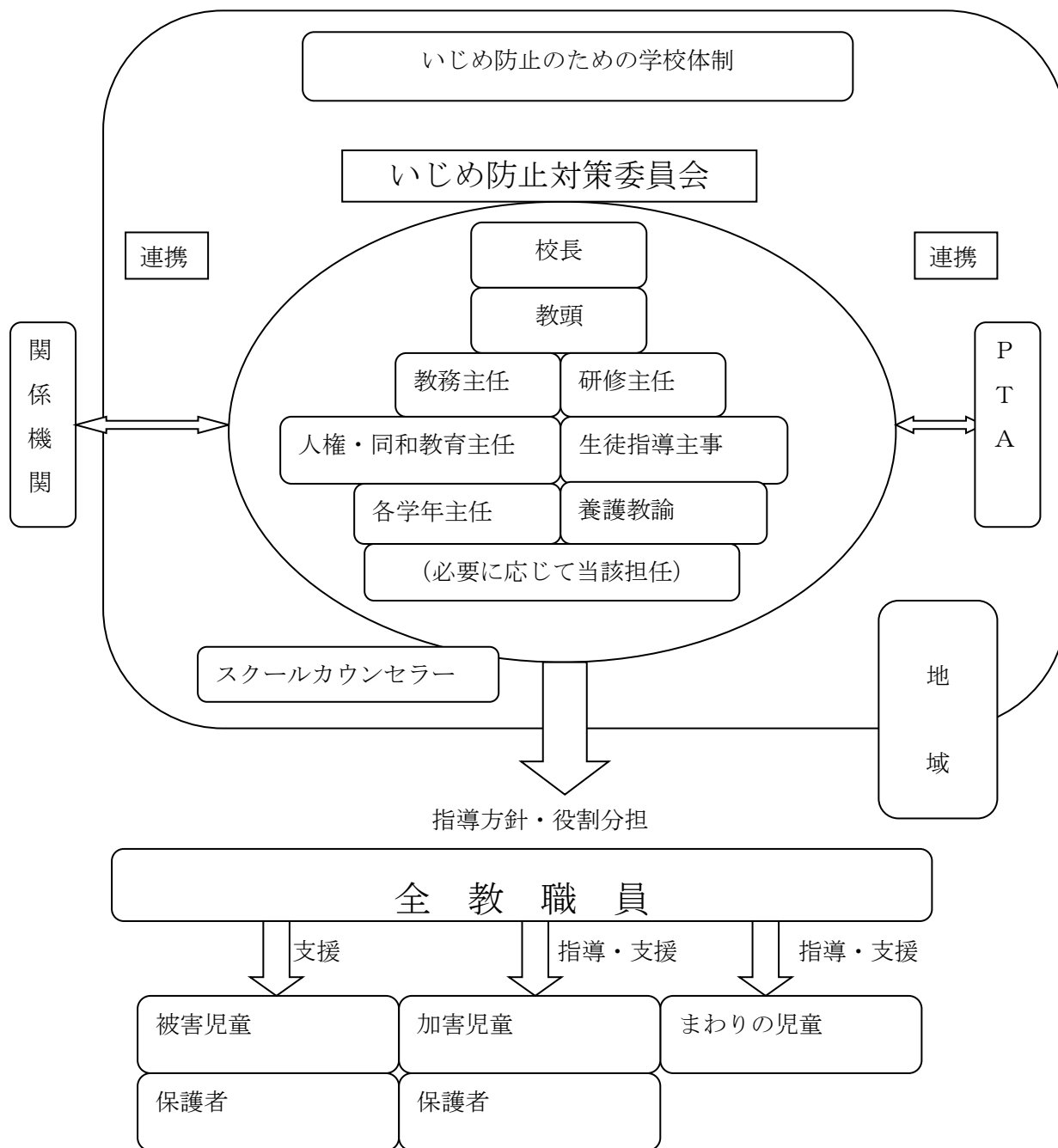
#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、人権・同和教育主任、(必要に応じて当該担任等)、スクールカウンセラー、外部専門家等

<全教職員が取り組む体制>



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 年間計画の企画と実施
- ウ 教職員の資質向上のための校内研修
- エ 年間計画進捗のチェック
- オ いじめの未然防止
- カ いじめの対応
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

	指 導 の 内 容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への支援・活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針についての検討</li> <li>いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開き・学級ルール作り【学級活動】</li> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策についての説明・啓発</li> <li>【PTA総会・学級P】</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換【職員会議】</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり【運動会】</li> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換</li> <li>【保護者懇談会】</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>西条市学校警察連絡協議会</li> <li>児童に対する情報交換【職員会議】</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> <li>行事を通した人間関係づくり【玉の子球技大会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童まもり育てる協議会</li> <li>【児童まもり育てる協議会】</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の実施</li> <li>学校評価アンケート</li> <li>インターネット状況調査</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換</li> <li>【家庭訪問】</li> <li>地域の方との情報交換</li> <li>【健全育成地区別懇談会】</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導に関する研修【職員会議】</li> <li>学校評価アンケート結果のまとめと考察</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>校区内パトロール</li> <li>【校区内巡視】</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導に関する研修【職員会議】</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり【修学旅行】</li> <li>行事を通した人間関係づくり【自然の家】</li> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> <li>人権に視点をあてた授業</li> <li>【人権同和教育参観日】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権・同和教育についての啓発【人権・同和教育講演会】</li> <li>いじめ対策についての啓発【地区別懇談会】</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対する情報交換【職員会議】</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策についての啓発</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>西条市学校警察連絡協議会②</li> <li>児童に対する情報交換</li> <li>玉の子にこここアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり【音楽発表会】【文化祭】</li> <li>玉の子活動（なかよし遊</li> </ul>	

		び・あいさつ運動等)	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する情報交換【職員会議】</li> <li>・学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> <li>・いじめを許さない人権委員会の取組【人権集会】</li> <li>・学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との情報交換【個別懇談会】</li> <li>・学校評価アンケート</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育校内研修【人権対策協議会校内研修】</li> <li>・学校評価アンケートまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> <li>・行事を通じた人現関係づくり【8の字ジャンプ大会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策についての啓発【人権対策協議会校内研修】</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する情報交換【職員会議】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童まもり育てる協議会【児童まもり育てる協議会】</li> <li>学校関係者評価委員会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の取組の反省と新年度に向けての計画【職員会議】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事を通じた人間関係づくり【6年生ありがとう集会】</li> <li>・玉の子活動（なかよし遊び・あいさつ運動等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との情報交換【個別懇談会】</li> <li>・学校評価の公開</li> </ul>

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、(各学期の終わり等)年4回程度、検討会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための総合力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士が信頼に基づく人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 未然防止のための措置

#### (1) 人権・同和教育実践

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては適切な教職員向け研修を企画実施すると共に、児童に対しては、いじめについて自身の問題として考えさせ、加害者にも被害者に

もならないための人権・同和教育実践をそれぞれの学年（発達段階）に応じてふさわしいテーマで実施する。また、日常的にいじめ問題をクラスで話題にするなど、身近な問題として関心をもたせる。

## (2) 互いを尊重し合う態度や話し合い活動を中心としたコミュニケーションの機会の設定

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育てることが必要である。

人権・同和教育はいじめ問題も含め、あらゆる教育活動において行われるべきであり、そのことがいじめの防止にもつながるという視点をもって日々の教育活動に携わる。そのために、できるだけ多くの他者とのコミュニケーションの機会を与える。たとえば、クラス内では、各行事への取組や学級生活などの話し合いの場面をできるだけ多く設定する。授業では、他の児童と話し合うような活動を取り入れる。

## (3) 差別の現実に関し、自己を見つめる学習

児童自らいじめについて学び、取り組む方法として「差別の現実に関し深く学ぶ」取組を大切にし、実際に被害にあった人たちのDVDや手記を道徳や学活で見せる。実際の体験を見たり、聞いたり、読んだりして、自分がその立場に立った際、どういう思いを抱くか、またどのように対処すべきかを全ての児童に考えさせる。

# 第3章 早期発見（早期対応）

## 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れる余り訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### (1) 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

「いじめチェックリスト」（別紙参照）によるセルフチェックを常々心がける。これをテーマにて教職員研修を実施し共有することで、すべての教職員が同じ視点でいじめに気付くツールとする。また、気付きが当該教員だけに留まることがないように、全教職員で対応するための円滑な教職員の報告・連絡・相談体制を構築しておく

### (2) 教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

学年会、研修三部会、各委員会など、あらゆる機会を児童の情報交換の場と捉えると共に、日常的な会話の中でも、児童情報の共有に努める。

## 2 いじめの早期発見・早期対応のための措置

### (1) 玉の子にこにこアンケートの実施

実態把握の方法として、定期的なアンケート（玉の子にこにこアンケート）を全学年で毎月行う。これによって、いじめや人間関係の悩み、学習のつまずきなどを早期に発見する。また、「学校評価アンケート」からもいじめに関する内容がないか注意を払う。定期的な教育相談としては、適宜行っている個人面談、学期の終了間際に行う保護者懇談を中心に据え、より深い話ができるようにする。日常の観察として授業・保健室利用等の児童の様子から何か気になる変化が見られたら、教員間で情報交換を行う。

### (2) 保護者との信頼関係づくり

保護者と連携して児童を見守るため保護者懇談会で児童の学校での様子を保護者に詳細に伝えると同時に、家庭での様子も詳しく聞き取る。また些細なことでも児童の異変に気付いたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。

### (3) 外部機関との連携

教室掲示用のチラシや学校便り等により、学校内外の相談体制を広く周知する。(保健室、スクールカウンセラー、電話相談窓口等)各学期毎に「いじめ防止対策委員会」を開くことにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

### (4) よりよい教育相談体制の構築

教育相談を通じて得られた児童に関わる相談内容やそれへの対応等の情報は、個人情報保護の観点からも適切な管理が必要である。(スズキ校務の生徒指導に入れ、引き継ぐ等)これらの情報は、児童及び保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用すべきものである。児童が発するSOSのサインを見逃さず、予防的な対応に活かすと共に、その後の指導につなげることが重要である。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応には、育成センターやウィングサポートセンター 等、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

### (1) 相談や訴えを傾聴する。

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

### (2) いじめの有無の確認をする。

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を開催し、情報を共有する。その後は当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

### (3) 事実確認後、教育委員会に報告する。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

### (4) 被害児童及び保護者への支援

被害児童及び保護者には、事実確認した内容を迅速に伝える。その際、必ず家庭訪問し、丁寧に対応する。児童の安心できる学習環境を確保するために、スクールカウンセラー等、外部機関の協力を得る。

### (5) 加害児童及び保護者への対応

加害児童にも事実確認後、直ちにいじめを止めさせ再発防止に努める。加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

### (6) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめが起きた集団への働きかけ

### (1) いじめを許さない集団作り

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認すると共に、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

また、同調してはやし立てていた「観衆」、見て見ぬ振りをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、

必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

## (2) 人権・同和教育の充実（支え合い、認め合う集団作り）

いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人一人の存在の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権・同和教育の課題とつなげることにより教訓化すると共に、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応の在り方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメント（自分で意志決定し、行動できる力の育成）を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係を作っていくことができるように適切に支援する。

## 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても啓発する。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努める。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存すると共に、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (4) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重すると共に、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

## 5 いじめの解消

### (1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。
- いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

### (2) 観察の継続

- いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続ける。
- いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保



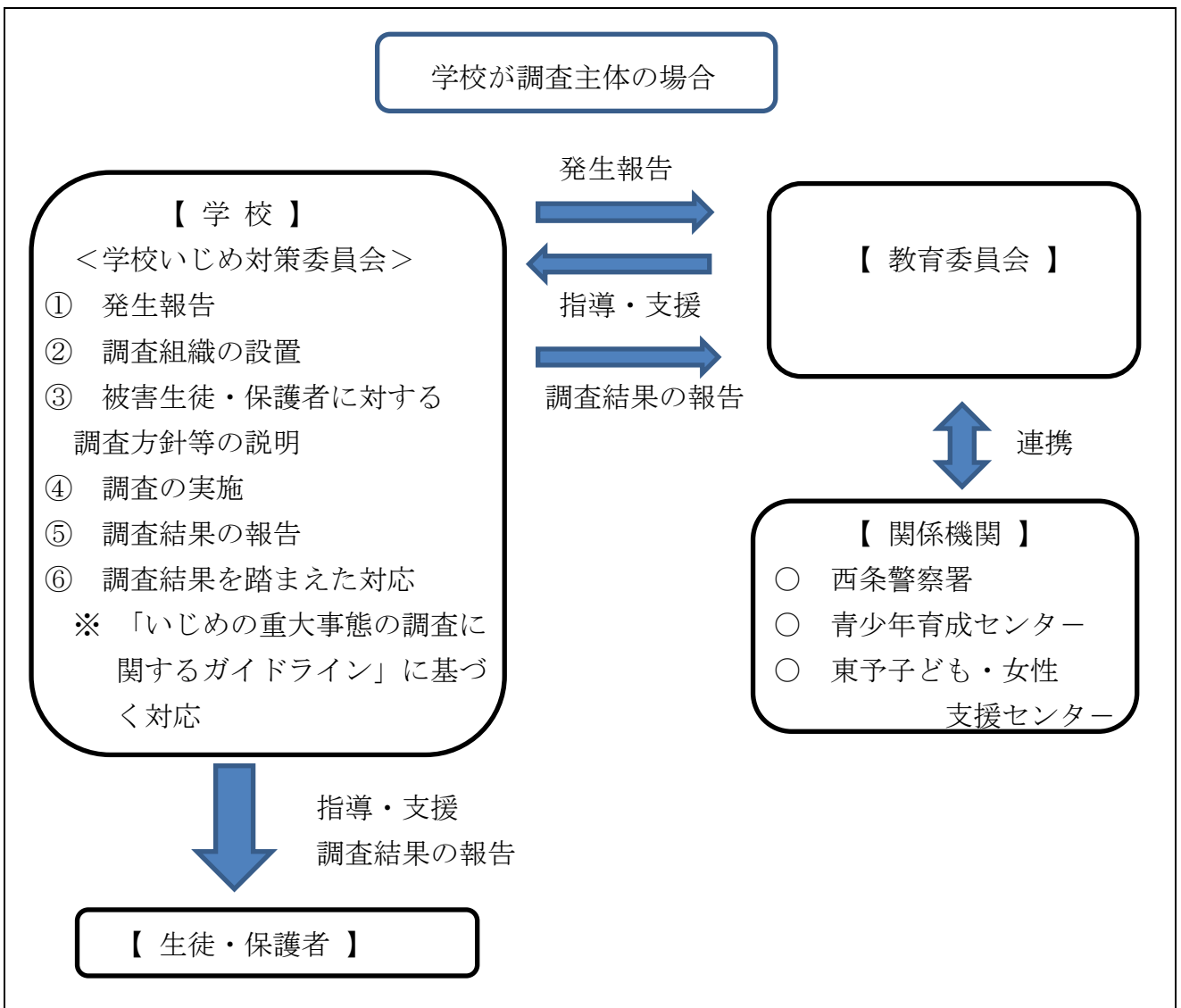
する。

## 第5章 重大事態への対処

### 1 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供する。

### 2 重大事態対応フロー図



<別紙1 >

## いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名

玉津小いじめ防止対策委員会

朝の会 ・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
給食時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆ 児童ののささいな変化に気づき、情報は抱え込まず、確実に報告、共有し、速やかに対応を！

◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！

◆ 気付いたことを(いつ、どこで、誰が、誰と、何を)メモして共有を図り、学校全体で早期発見を！

<別紙2>

## いじめの発見・観察のポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（\*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（\*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。

### 第6章 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策委員会」を中心に全教職員によって適宜見直しを行い、学校や児童の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。